

# 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則

平成19年1月15日

規則第7号

改正 平成22年3月26日 規則第3号

平成23年3月23日 規則第1号

(給料の支給)

第1条 職員の各給与期間の給料は、月給はその月の21日に、日給は25日に支給する。ただし、その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

第2条 臨時に必要ながあると認めるときは、前条の定日を繰上げ支給することができる。

第3条 給与期間中、給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給与期間中給料の支給定日前において離職又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第4条 職員が休職を命ぜられた場合又は休職の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により、これを支給する。休職中の職員が給料の支給定日後に職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

2 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業について準用する。

(給与の減額)

第5条 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「給与条例」という。）第10条及び香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第16条の規定により職員の給与を減額するときは、その給与期間内において減額すべき額を、次の給与期間以後の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額す

べき給与額が給料から差し引くことができないときは、給与条例に基づくその他の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給)

第6条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

2 職員が勤務時間条例第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月」とあるは「勤務時間条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月」とする。

(時間外勤務手当)

第7条 給与条例第11条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 給与条例第11条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 給与条例第11条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 給与条例第11条第2項及び第3項の規則で定める時間は、休日等の日(給与条例第12条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日をいう。)が属する週において、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替等により、割振り変更前の勤務時間(給与条例第11条第2項に規定する割振り変更前の勤務時間をいう。)を超えて勤務した全時間(以下この項において「振替等の勤務時間」という。)のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 休日勤務手当が支給されることとなる時間が、振替等の勤務時間以上である場合 振替え等の勤務時間

(2) 休日勤務手当が支給されることとなる時間が、振替等の勤務時間に満たない場合 休日勤務手当が支給されることとなる時間に相当する時間

3 給与条例第11条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務手当の支給割合)

第8条 給与条例第12条の規則で定める割合は、100分の135とする。

(管理職員特別勤務手当の支給)

第9条 給与条例第16条の規則で指定する職及び規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 10,000円
- (2) 事務局次長、課長及び室長 8,000円
- (3) グループリーダー (派遣元にて管理職手当を支給されている者に限る。) 6,000円

2 給与条例第16条第2項の規則で定める勤務は、勤務した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

3 管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、その日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。